

T.ロウ・プライス・インベストメント・トラスト - 外貨建エマージング債券ファンド

ケイマン籍／契約型／追加型外国投資信託

運用報告書(全体版)

作成対象期間: 第6期(2014年7月1日~2015年6月30日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、T.ロウ・プライス・インベストメント・トラスト - 外貨建エマージング債券ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第6期の決算を行いました。

ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍／契約型／追加型外国投資信託	
信託期間	信託証書の締結日から149年が経過した日に終了します。	
繰上償還	ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了します。 (a) 管理会社の単独の裁量において、ファンドの純資産価額が5,000万ドルを下回ったとき (b) ファンドを継続すること、または別の法域に移転することが違法となるか、もしくは受託会社または管理会社の意見によれば、実行不能であるか得策ではなく、または受益者の利益に反する場合 (c) 管理会社が受託会社に対し30日前に解散の通知を行ったとき (d) すべての発行済受益証券が、任意または強制償還により償還されたとき (e) 受益者がシリーズ・トラスト決議により決定した場合 (f) 管理会社が、受託会社から退任の意思の通知を受領してから、または受託会社に解任の通知を行ってから60日以内に、後任受託者を任命することができない場合 (g) 管理会社が退任の意思を通知してから60日以内に、後任の管理会社が任命されない場合 (h) 信託証書の日付に始まりその149年後の応当日に満了する期間の最終日	
運用方針	高水準の収益および元本成長を提供するために、主に新興国の米ドル建ソブリン債および準ソブリン債に投資することにより、高水準の収益および元本成長を提供することを目指します。	
主要投資対象	ファンド	DSBI-グローバル・インベストメント・トラスト-TRPグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(以下「マスター・ファンド」といいます。)
	マスター・ファンド	受益証券の発行による手取金は、高水準の収益および元本成長を提供するために、主に新興国の米ドル建ソブリン債および準ソブリン債に投資されるものとします。
ファンドの運用方法	純資産のすべてを、マスター・ファンドの米ドルクラス受益証券に投資することを意図しています。	
主な投資制限	(1) ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行うことができません。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではありません。 (2) ファンドおよび管理会社の運用するミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行うことができません。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されません。	
分配方針	ファンドは、分配可能な十分な資産がある場合、収益の分配を行います。ファンドが分配を行う場合、日本における投資者の皆様は、分配日(毎月21日で、21日が営業日でない場合は翌営業日)より起算して4国内営業日以降(起算日を1国内営業日目とします。)に販売会社または販売取扱会社より分配を受領します。	

管理会社

T.ロウ・プライス(ルクセンブルグ) マネジメント・
エス・エイ・アール・エル

代行協会員

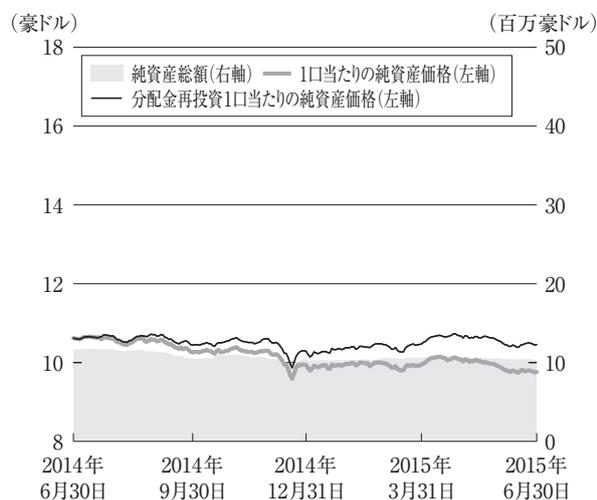
東海東京証券株式会社

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

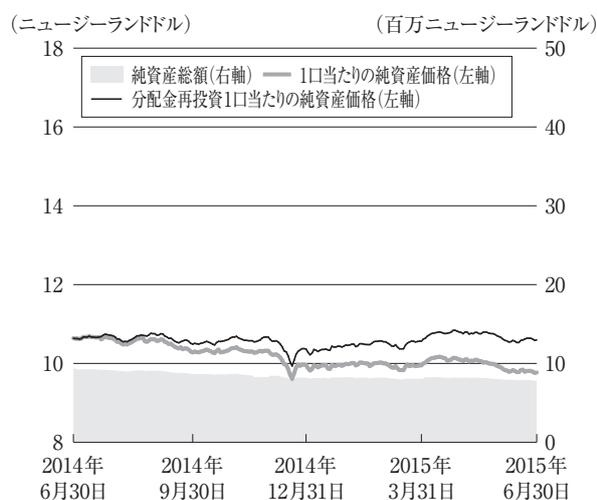
■1口当たりの純資産価格等の推移について

豪ドルクラス



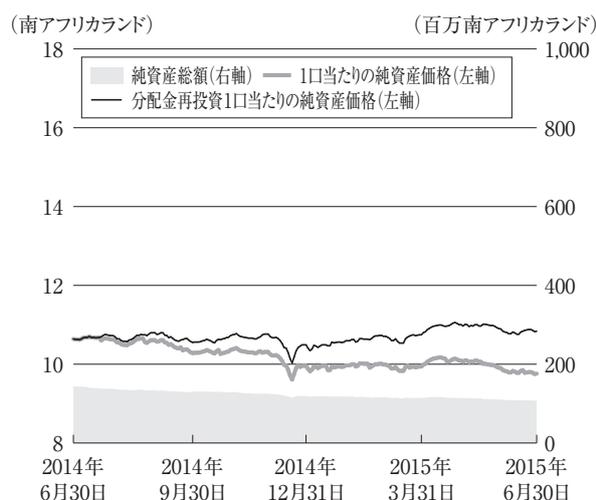
第5期末の1口当たりの純資産価格：	10.62豪ドル
第6期末の1口当たりの純資産価格：	9.76豪ドル(分配金額：0.700460602豪ドル)
騰落率：	-1.53%

ニュージーランドドルクラス



第5期末の1口当たりの純資産価格：	10.64NZD
第6期末の1口当たりの純資産価格：	9.77NZD(分配金額：0.824606989NZD)
騰落率：	-0.42%

南アフリカランドクラス



第5期末の1口当たりの純資産価格：	10.64ZAR
第6期末の1口当たりの純資産価格：	9.76ZAR(分配金額：1.063557072ZAR)
騰落率：	1.84%

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

(注2) 1口当たりの分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

(注3) 分配金再投資1口当たりの純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注4) 分配金再投資1口当たりの純資産価格は、第5期末(2014年6月30日)の1口当たりの純資産価格を起点として計算しています。

(注5) ファンドの購入価額により課税条件が異なる場合がありますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドにベンチマークは設定されていません。

(注7) 本書において、オーストラリア・ドルを「豪ドル」または「AUD」、ニュージーランド・ドルを「NZD」、南アフリカ・ランドを「ZAR」と表記することがあります。

■ 1口当たりの純資産価格の主な変動要因

- ・ ファンドは、ベネズエラをオーバーウエイトとしました。このような投資配分が、相対リターン最大の敗因でしたが、銘柄選択の奏功により、下げ幅の一部を取り戻しました。
- ・ ウクライナの投資配分のオーバーウエイトと、2015年を通じた段階的なポジションの引き下げにより、相対リターンが悪化しました。
- ・ アルゼンチンの銘柄選択と、投資配分のオーバーウエイトが、相対リターンに貢献しました。抜本的な政治改革への期待感が薄れたものの、次期選挙の後、新政権が不同意(ホールドアウト)債権者問題を解決することが期待されました。
- ・ カザフスタンの銘柄選択が、相対リターンに貢献しました。短期債券と、政府機関債を中心とする運用が、奏功しました。

■分配金について

当期(2014年7月1日～2015年6月30日)の各クラスの1口当たりの分配金額(税引き前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額」は、当該分配落ち日における1口当たりの分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

豪ドルクラス

(金額：豪ドル)

分配落ち日	1口当たりの純資産価格	1口当たりの分配金額 (対1口当たりの純資産価格比率) ^(注1)	分配金を含む1口当たりの 純資産価格の変動額 ^(注2)
2014/ 7 /22	10.59	0.064069021 (0.60%)	0.07 ^(注3)
2014/ 8 /21	10.54	0.063422059 (0.60%)	0.01
2014/ 9 /22	10.34	0.058668815 (0.56%)	-0.14
2014/10/21	10.26	0.055096163 (0.53%)	-0.02
2014/11/21	10.28	0.060016702 (0.58%)	0.08
2014/12/22	9.93	0.055088871 (0.55%)	-0.29
2015/ 1 /21	9.85	0.058339374 (0.59%)	-0.02
2015/ 2 /23	9.91	0.060820717 (0.61%)	0.12
2015/ 3 /23	9.91	0.054636633 (0.55%)	0.05
2015/ 4 /21	10.06	0.059062339 (0.58%)	0.21
2015/ 5 /21	10.00	0.058550854 (0.58%)	0.00
2015/ 6 /22	9.78	0.052689054 (0.54%)	-0.17

(注1)「対1口当たりの純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たりの純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

b = 当該分配落ち日における1口当たりの純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配落ち日における1口当たりの純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

c = 当該分配落ち日の直前の分配落ち日における1口当たりの純資産価格

(注3)2014年7月22日の直前の分配落ち日(2014年6月23日)における1口当たりの純資産価格は、10.58豪ドルでした。

ニュージーランドドルクラス

(金額：ニュージーランドドル)

分配落ち日	1口当たりの純資産価格	1口当たりの分配金額 (対1口当たりの純資産価格比率) ^(注1)	分配金を含む1口当たりの 純資産価格の変動額 ^(注2)
2014/ 7 /22	10.61	0.071175532 (0.67%)	0.08 ^(注3)
2014/ 8 /21	10.56	0.072681555 (0.68%)	0.02
2014/ 9 /22	10.36	0.068008477 (0.65%)	-0.13
2014/10/21	10.28	0.065531955 (0.63%)	-0.01
2014/11/21	10.30	0.069877266 (0.67%)	0.09
2014/12/22	9.94	0.065884682 (0.66%)	-0.29
2015/ 1 /21	9.87	0.068662547 (0.69%)	0.00
2015/ 2 /23	9.93	0.066993291 (0.67%)	0.13
2015/ 3 /23	9.93	0.064911624 (0.65%)	0.06
2015/ 4 /21	10.07	0.068399957 (0.67%)	0.21
2015/ 5 /21	10.02	0.071923034 (0.71%)	0.02
2015/ 6 /22	9.79	0.070557069 (0.72%)	-0.16

(注1)「対1口当たりの純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たりの純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

b = 当該分配落ち日における1口当たりの純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配落ち日における1口当たりの純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

c = 当該分配落ち日の直前の分配落ち日における1口当たりの純資産価格

(注3)2014年7月22日の直前の分配落ち日(2014年6月23日)における1口当たりの純資産価格は、10.60NZDでした。

南アフリカランドクラス

(金額：南アフリカランド)

分配落ち日	1口当たりの純資産価格	1口当たりの分配金額 (対1口当たりの純資産価格比率) ^(注1)	分配金を含む1口当たりの 純資産価格の変動額 ^(注2)
2014/ 7 /22	10.60	0.092830230 (0.87%)	0.09 ^(注3)
2014/ 8 /21	10.56	0.092877266 (0.87%)	0.05
2014/ 9 /22	10.35	0.089570197 (0.86%)	-0.12
2014/10/21	10.26	0.086944323 (0.84%)	0.00
2014/11/21	10.29	0.088387375 (0.85%)	0.12
2014/12/22	9.93	0.087751750 (0.88%)	-0.27
2015/ 1 /21	9.85	0.086708586 (0.87%)	0.01
2015/ 2 /23	9.91	0.086988687 (0.87%)	0.15
2015/ 3 /23	9.91	0.084670875 (0.85%)	0.08
2015/ 4 /21	10.06	0.086677249 (0.85%)	0.24
2015/ 5 /21	10.01	0.091336664 (0.90%)	0.04
2015/ 6 /22	9.78	0.088813870 (0.90%)	-0.14

(注1)「対1口当たりの純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たりの純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

b = 当該分配落ち日における1口当たりの純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たりの純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配落ち日における1口当たりの純資産価格 + 当該分配落ち日における1口当たりの分配金額

c = 当該分配落ち日の直前の分配落ち日における1口当たりの純資産価格

(注3) 2014年7月22日の直前の分配落ち日(2014年6月23日)における1口当たりの純資産価格は、10.60ZARでした。

■投資環境について

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドで測定した、当期のエマージング債券市場は、若干ながらプラスのリターンを上げました。先進国市場のソブリン債の多くの利回りが、過去最低水準に落ち込んだのに対し、バランスの取れた資金流入と、穏やかな新発債の起債を支えに、高利回りのエマージング債券が、買われました。一方、原油やその他のコモディティ価格の下落や、低成長のグローバル経済を巡る懸念、個別要因に基づくイベントが相俟って、投資家心理に圧力をかけたことに加え、米連邦準備制度理事会（FRB）の利上げ再開時期を巡る不透明感が生じ、グローバルな市場で、ボラティリティが上昇しました。

ブラジルでは、ジルマ・ルセーフが大統領選を制し、ジョアキン・レビがブラジルの新財務大臣に任命されました。インフレの急騰を受け、ブラジル中央銀行は、インフレ抑制対策として、2015年に4度の利上げを行い、政策金利を計200ベースポイント、引き上げました。財政政策面では、財政収支を黒字に維持するため、ブラジル政府は、予算の削減案と増税案の大半を可決しました。一方で、ブラジル石油公社、ペトロbras（Petrobras）を巡る不祥事により、政府は窮地に立ちました。この不祥事と、原油価格の低迷、当面の流動性懸念を受けて、ムーディーズは、ペトロbrasの信用格付を、投資適格未満に引き下げました。

原油価格の急落が、原油輸出国と原油輸入国との間に、バイナリーな影響を及ぼしました。ベネズエラは、原油輸出収益への依存度が高い国ですが、原油価格の急落と足元の経済危機とが相俟って、債務返済能力を巡る懸念が、払拭されませんでした。スタンダード・アンド・プアーズは、ベネズエラの信用格付をB-からCCC+に引き下げました。原油価格の急落は、エネルギー主導型の経済国であるロシアにも影響を及ぼし、ウクライナを巡る経済制裁で既に痛手を受けていたロシアを、さらに追い込みました。スタンダード・アンド・プアーズは、通貨安、原油価格の低迷と経済制裁を理由に、ロシアの信用格付を投資適格未満に引き下げました。ロシア連邦中央銀行は、景気低迷に歯止めをかけるため、2015年、4回の利下げを行いました。

一方、原油輸入国である、インド、トルコ、南アフリカ、東南アジアの大半の国々にとって、原油価格の下落は、追い風となりました。エネルギー・コストの削減により、内需拡大、抑制の効いたインフレ水準や、経常収支の回復が実現し、各国政府は、積極的な改革措置の法制化を行いました。

中国では、2015年第2四半期の経済成長率が公表され、対前年同期比ベースで7.0%と、経済成長の持続的な減速を示唆するものとなりました。中国人民銀行は、貸付金利と預金金利を、数回にわたり引き下げました。さらに、中国政府が、市場の意表を突いて人民元の切り下げを行うと、中国の経済成長を巡る懸念が、さらに強まりました。同時期に発表された、米国の経済指標が、強弱交錯でありながら、全般的に好調で、米連邦準備制度理事会が2015年に、金利正常化に向けて舵を切るとの観測が生じました。相対的に力強い米国の経済力と、利上げ観測を受け、大半の通貨が、対米ドルで下落しました。

■ポートフォリオについて

ファンドの当期リターンは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドに並びました。ベネズエラの投資配分のオーバーウエイトが、相対リターンの最大の敗因でしたが、銘柄選択の奏功により、下げ幅の一部を取り戻しました。ベネズエラでは、原油価格の急落により、対外債務の返済能力が損なわれることが懸念されましたが、ベネズエラは、流動性を引き上げるための複数の手段を持ち、当面は、債務の返済能力がありました。ところが、ファンドは、短期債券と、値下がりしたドル建て債券の投資配分を、ベンチマークよりも慎重な構成としました。原油価格が安定し、当面の市場見通しが若干上向くと、これらの銘柄の一部が、2015年第2四半期、回復に転じました。ウクライナの組入れでは、投資配分のオーバーウエイトと、段階的なポジションの引き下げが、相対リターンを悪化させました。ウクライナは、マイナスの経済成長とインフレ上昇により、債務返済能力が懸念され、当期期初に、債券利回りが急騰しました。一方、当期終盤に入ると、債務再編に関する債権者とウクライナの交渉が進む中、国債価格が反発しました。

アルゼンチンの組入れは、好調でした。投資配分のオーバーウエイトと銘柄選択が、相対リターンに貢献しました。抜本的な政治改革への期待感は薄れたものの、次期選挙の後、新政権が不同意（ホールドアウト）債権者問題の解決に取り組むとの予想が生じました。アルゼンチンの財政状態は、数年間にわたる負債低下により、良好で、適正な水準の利回りが、債券価格や投資意欲の支えとなりました。カザフスタンの銘柄選択も、相対リターンに貢献しました。短期債券と、政府機関債を中心とする運用が、奏功しました。個別銘柄では、KazMunayGasのポジションが、際立って堅調でした。石油会社やガス会社では、良好な流動性と公共融資により、財政状態が自然に安定し、原油価格の下落や通貨安に見舞われた際に、カザフスタンの他業種よりも長期間、財政を維持することができました。ジャマイカの投資配分のオーバーウエイトは、相対リターンを押し上げました。ジャマイカは、過去2年間、大幅な財政黒字を維持し、国内債務を再編しつつ、外貨準備高を積み上げました。このような経済改革への着手を根拠に、ジャマイカの信用格付が、格上げされました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 財務諸表 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

投資方針を見直す予定はありません。

新興国市場に対する市場マインドは、回復基調を維持しています。投資家は、FRBの利上げ開始に伴う市場のボラティリティを、織り込み済みで、FRBの対応が、非常に段階的で、穏やかなペースになると予想しています。新興国市場の長期的なファンダメンタルズ要因は、引き続き良好で、起債が年初来、減少していることから、需給トレンドが債券価格を支える見通しです。リターンのボラティリティが、当面、上昇すれば、投資家は、銘柄を選別しながら投資配分を積み増す機会に恵まれるでしょう。ファンドは、FRBの利上げ再開時期が近いことを勘案し、組入銘柄の流動性を確保するために、社債の投資配分をディフェンシブな構成に維持しています。ボラティリティが高い期間に、流動性が大きく低下しかねないからです。

先進国市場に対する、新興国市場の経済成長率の優位性（格差）は、概ね縮小していますが、経済成長率の減速は、2015年に底打ちする見通しです。選挙による好影響と、市場の圧力がとが相俟って、各国のマクロ経済改革への取り組みは、多数の国で進展する見通しで、今後、経済成長を押し上げることが予想されます。

米国からの持続的な原油供給と、主要な原油輸入国の需要減退に伴い、原油市場の決済価格が低下しているため、原油価格は、ここ数年の最高値を下回る水準での推移が続くそうです。そのため、インドやインドネシア等の原油輸入国が、インフレの低下と国際収支の好転を通じて、恩恵を受けることが見込まれますが、エネルギー輸出を大きな収益源とする国々では、財政を圧迫されるでしょう。

現地通貨建ての債券は、相対的な評価額がアンダーパフォーマンスしていたため、投資妙味の高い水準を維持しています。ドル高予想により、現地通貨建て資産のリターン特性は、当面、限定されそうです。そのため、連動先の金利市場で良好な展開が予想される市場では、為替ヘッジ手法による慎重な運用が求められます。

新興国市場の債券は、これまで一貫して、優良な信用力、先進国市場より高い利回りや分散の可能性をはじめ、多くの魅力的な特性を備えています。グローバルな債券投資家は、新興国市場への投資を手控えています。新興国市場債券のセクターのファンダメンタルズ要因が、長期ベースで良好であることから、ファンドは、資金流入の可能性に期待しています。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要
管理会社報酬	管理会社は、受益証券の発行および買戻しの手配または監督、純資産価格の計算、信託財産からの分配金の支払、資産の管理運用等の業務の対価として、純資産価額の年率0.85%に当たる報酬をファンドの資産から毎月後払いで受け取ります。
管理事務代行会社報酬(登録・名義書換事務代行報酬を含みます。)および保管会社報酬	管理事務代行会社および保管会社は、純資産価格および一口当たり純資産価格の計算、報酬等の計算、帳簿記録の作成・保存、情報提供、決算書の作成、監査人との連絡等の業務の対価として、約44,000米ドルの年間報酬ならびに追加の時間報酬、経費および設立費用を加えた金額を、ファンドの資産から前払いで受け取ります。管理事務代行会社の提供する登録・名義書換事務代行業務について、管理事務代行会社は年間報酬5,000米ドル(1年未満の期間については日割計算されます。)を受け取ります。
受託会社報酬	受託会社は、ファンド資産の管理・保管等の業務の対価として、約7,500米ドルの年間報酬ならびに追加の時間報酬、経費および設立費用を加えた金額を、ファンドの資産から前払いで受け取ります。
販売会社報酬	販売会社は、購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の業務の対価として、販売会社が申込みを行われた受益証券の純資産価額の年率0.5%に当たる報酬をファンドの資産から毎月後払いで受け取ります。
代行協会員報酬	代行協会員は、目論見書の配布の手配、一口当たり純資産価格の公表、ファンドに関する文書の配布の手配等の業務の対価として、純資産価額の年率0.1%に当たる報酬をファンドの資産から毎月後払いで受け取ります。
その他費用・手数料(当期)	取引に付随する税金および臨時手数料、設立経費、運営費用および取引経費、マスター・ファンドの報酬および費用の比例分等 当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率は、0.59%でした。

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。「その他費用・手数料(当期)」については運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれています。便宜上、当期のその他費用・手数料の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

II. 運用実績

(1) 純資産の推移

2014年7月から2015年6月までの各月末および下記会計年度末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<豪ドルクラス受益証券>

	純資産総額		受益証券1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
第一会計年度末 (2010年6月末日)	30,996,925.59	2,664,805,693	10.32	887
第二会計年度末 (2011年6月末日)	23,750,478.60	2,041,828,645	10.82	930
第三会計年度末 (2012年6月末日)	27,667,050.43	2,378,536,325	10.88	935
第四会計年度末 (2013年6月末日)	14,798,798.83	1,272,252,735	10.37	892
第五会計年度末 (2014年6月末日)	11,716,378.10	1,007,257,025	10.62	913
第六会計年度末 (2015年6月末日)	10,346,577.16	889,495,238	9.76	839
2014年7月	11,588,174.30	996,235,345	10.57	909
8月	11,382,425.10	978,547,086	10.58	910
9月	10,499,828.74	902,670,277	10.26	882
10月	11,041,210.74	949,212,887	10.39	893
11月	10,555,847.25	907,486,188	10.30	885
12月	10,408,132.94	894,787,189	9.94	855
2015年1月	10,311,330.36	886,465,071	9.92	853
2月	10,398,072.96	893,922,332	10.00	860
3月	10,602,743.62	911,517,869	9.94	855
4月	10,781,230.75	926,862,408	10.08	867
5月	10,506,163.47	903,214,874	9.97	857
6月	10,346,577.16	889,495,238	9.76	839

(注) 豪ドル、ニュージーランドドルおよび南アフリカランドの円貨換算は、2015年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1豪ドル=85.97円、1ニュージーランドドル=81.40円および1南アフリカランド=8.74円による。以下同じ。

<ニュージーランドドルクラス受益証券>

	純資産総額		受益証券1口当たり純資産価格	
	(ニュージーランドドル)	(円)	(ニュージーランドドル)	(円)
第一会計年度末 (2010年6月末日)	24,998,181.01	2,034,851,934	10.31	839
第二会計年度末 (2011年6月末日)	20,352,590.56	1,656,700,872	10.83	882
第三会計年度末 (2012年6月末日)	17,577,018.09	1,430,769,273	10.89	886
第四会計年度末 (2013年6月末日)	12,772,351.26	1,039,669,393	10.39	846
第五会計年度末 (2014年6月末日)	9,343,751.16	760,581,344	10.64	866
第六会計年度末 (2015年6月末日)	7,817,015.59	636,305,069	9.77	795
2014年7月	9,105,345.82	741,175,150	10.60	863
8月	9,084,462.40	739,475,239	10.61	864
9月	8,662,636.12	705,138,580	10.28	837
10月	8,697,647.01	707,988,467	10.41	847
11月	8,279,678.93	673,965,865	10.32	840
12月	8,205,011.05	667,887,899	9.96	811
2015年1月	8,213,933.62	668,614,197	9.94	809
2月	8,199,102.00	667,406,903	10.01	815
3月	8,065,981.17	656,570,867	9.95	810
4月	8,172,477.15	665,239,640	10.10	822
5月	8,064,610.45	656,459,291	9.99	813
6月	7,817,015.59	636,305,069	9.77	795

＜南アフリカランドクラス受益証券＞

	純資産総額		受益証券1口当たり純資産価格	
	(南アフリカランド)	(円)	(南アフリカランド)	(円)
第一会計年度末 (2010年6月末日)	713,261,115.61	6,233,902,150	10.36	91
第二会計年度末 (2011年6月末日)	382,193,087.52	3,340,367,585	10.89	95
第三会計年度末 (2012年6月末日)	370,676,683.56	3,239,714,214	10.94	96
第四会計年度末 (2013年6月末日)	201,024,050.33	1,756,950,200	10.41	91
第五会計年度末 (2014年6月末日)	143,910,024.11	1,257,773,611	10.64	93
第六会計年度末 (2015年6月末日)	107,810,420.33	942,263,074	9.76	85
2014年7月	136,849,734.68	1,196,066,681	10.60	93
8月	133,462,480.77	1,166,462,082	10.61	93
9月	130,296,836.62	1,138,794,352	10.28	90
10月	129,368,294.23	1,130,678,892	10.41	91
11月	125,238,756.01	1,094,586,728	10.31	90
12月	119,285,663.75	1,042,556,701	9.96	87
2015年1月	117,462,245.49	1,026,620,026	9.93	87
2月	115,939,483.88	1,013,311,089	10.00	87
3月	114,347,268.10	999,395,123	9.94	87
4月	114,013,629.87	996,479,125	10.09	88
5月	111,290,212.08	972,676,454	9.98	87
6月	107,810,420.33	942,263,074	9.76	85

(2) 分配の推移

<豪ドルクラス受益証券>

	受益証券1口当たり分配金	
	(豪ドル)	(円)
第一会計年度	0.288148270	25
第二会計年度	0.949970110	82
第三会計年度	0.894771249	77
第四会計年度	0.762898932	66
第五会計年度	0.751113675	65
第六会計年度	0.700460602	60
2014年7月	0.064069021	6
8月	0.063422059	5
9月	0.058668815	5
10月	0.055096163	5
11月	0.060016702	5
12月	0.055088871	5
2015年1月	0.058339374	5
2月	0.060820717	5
3月	0.054636633	5
4月	0.059062339	5
5月	0.058550854	5
6月	0.052689054	5

(注) 分配金は税引前である。以下同じ。

<ニュージーランドドルクラス受益証券>

	受益証券1口当たり分配金	
	(ニュージーランドドル)	(円)
第一会計年度	0.233628054	19
第二会計年度	0.728386623	59
第三会計年度	0.702575073	57
第四会計年度	0.676403338	55
第五会計年度	0.768610640	63
第六会計年度	0.824606989	67
2014年7月	0.071175532	6
8月	0.072681555	6
9月	0.068008477	6
10月	0.065531955	5
11月	0.069877266	6
12月	0.065884682	5
2015年1月	0.068662547	6
2月	0.066993291	5
3月	0.064911624	5
4月	0.068399957	6
5月	0.071923034	6
6月	0.070557069	6

<南アフリカランドクラス受益証券>

	受益証券1口当たり分配金	
	(南アフリカランド)	(円)
第一会計年度	0.393972203	3
第二会計年度	1.038630550	9
第三会計年度	1.055297873	9
第四会計年度	1.025027450	9
第五会計年度	1.076478393	9
第六会計年度	1.063557072	9
2014年7月	0.092830230	1
8月	0.092877266	1
9月	0.089570197	1
10月	0.086944323	1
11月	0.088387375	1
12月	0.087751750	1
2015年1月	0.086708586	1
2月	0.086988687	1
3月	0.084670875	1
4月	0.086677249	1
5月	0.091336664	1
6月	0.088813870	1

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度中の販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおり。

<豪ドルクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (2009年12月30日～2010年6月末日)	3,072,314 (3,072,314)	70,000 (70,000)	3,002,314 (3,002,314)
第二会計年度 (2010年7月1日～2011年6月末日)	888,030 (888,030)	1,695,443 (1,695,443)	2,194,901 (2,194,901)
第三会計年度 (2011年7月1日～2012年6月末日)	1,488,237 (1,488,237)	1,140,762 (1,140,762)	2,542,376 (2,542,376)
第四会計年度 (2012年7月1日～2013年6月末日)	540,865 (540,865)	1,656,048 (1,656,048)	1,427,193 (1,427,193)
第五会計年度 (2013年7月1日～2014年6月末日)	262,450 (262,450)	586,189 (586,189)	1,103,454 (1,103,454)
第六会計年度 (2014年7月1日～2015年6月末日)	161,980 (161,980)	204,960 (204,960)	1,060,474 (1,060,474)

(注1) () の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数である。以下、同じ。

(注2) 第一会計年度の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含む。以下、同じ。

(注3) 本表に記載されている発行済口数は、会計年度末の受益証券1口当たり純資産価格の算出に使用されている口数であり、販売口数および買戻口数には、会計年度最終営業日当日に販売され買戻された口数は含まれていない。このため、財務書類上に記載されている各口数とは数値が異なる。以下、同じ。

<ニュージーランドドルクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (2009年12月30日～2010年6月末日)	2,438,210 (2,438,210)	13,770 (13,770)	2,424,440 (2,424,440)
第二会計年度 (2010年7月1日～2011年6月末日)	489,471 (489,471)	1,034,629 (1,034,629)	1,879,282 (1,879,282)
第三会計年度 (2011年7月1日～2012年6月末日)	315,300 (315,300)	580,440 (580,440)	1,614,142 (1,614,142)
第四会計年度 (2012年7月1日～2013年6月末日)	230,910 (230,910)	615,893 (615,893)	1,229,159 (1,229,159)
第五会計年度 (2013年7月1日～2014年6月末日)	74,270 (74,270)	425,293 (425,293)	878,136 (878,136)
第六会計年度 (2014年7月1日～2015年6月末日)	60,096 (60,096)	138,246 (138,246)	799,986 (799,986)

<南アフリカランドクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (2009年12月30日～2010年6月末日)	71,204,470 (71,204,470)	2,349,785 (2,349,785)	68,854,685 (68,854,685)
第二会計年度 (2010年7月1日～2011年6月末日)	5,591,537 (5,591,537)	39,365,356 (39,365,356)	35,080,866 (35,080,866)
第三会計年度 (2011年7月1日～2012年6月末日)	16,538,675 (16,538,675)	17,746,650 (17,746,650)	33,872,891 (33,872,891)
第四会計年度 (2012年7月1日～2013年6月末日)	6,580,724 (6,580,724)	21,135,002 (21,135,002)	19,318,613 (19,318,613)
第五会計年度 (2013年7月1日～2014年6月末日)	262,484 (262,484)	6,053,054 (6,053,054)	13,528,043 (13,528,043)
第六会計年度 (2014年7月1日～2015年6月末日)	399,078 (399,078)	2,886,104 (2,886,104)	11,041,017 (11,041,017)

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成27年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=120.90円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

英文から翻訳された独立監査人の監査報告書

外貨建エマージング債券ファンドの管理会社としての

T. ロウ・プライス（ルクセンブルグ） マネジメント・エス・エイ・アール・エル各位

私どもは、T. ロウ・プライス・インベストメント・トラストのシリーズ・トラストである、外貨建エマージング債券ファンド（以下「当ファンド」という。）の2015年6月30日現在の資産負債計算書および投資明細表ならびに同日に終了した年度の損益計算書、純資産変動計算書、財務ハイライトならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される注記について監査を実施した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために必要と経営陣が判断する内部統制に対して責任を負う。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、本財務書類に対し意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を実施した。これらの基準は、倫理上の要求事項を遵守することならびに財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために私どもが監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類の金額および開示について監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽表示のリスク評価を含む監査人の判断によって選択される。監査人は当該リスク評価を行うにあたって、事業体の財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、経営陣により採用された会計方針の適切性および会計上の見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示の評価も含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

私どもは、本財務書類は、外貨建エマージング債券ファンドの2015年6月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務成績を、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2015年10月9日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。



Independent auditor's report

To T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.a.r.l. solely in its capacity as the Management Company of Emerging Markets Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Emerging Markets Bond Fund (the "Fund"), a series trust of T. Rowe Price Investment Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as at June 30, 2015, and the statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's responsibility for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Emerging Markets Bond Fund as at June 30, 2015, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers

October 9, 2015

*PricewaterhouseCoopers, 5th Floor Strathvale House, P.O. Box 258, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky*

財務諸表

(1) 貸借対照表

外貨建エマージング債券ファンド
 資産負債計算書
 2015年6月30日現在
 (米ドル表示)

	米ドル	千円
資産		
投資対象ファンドに対する投資 (取得原価28,291,191米ドル)	22,261,210	2,691,380
現金	6,887	833
外貨 (取得原価12,835米ドル)	12,974	1,569
為替予約に係る未実現評価益	209,673	25,349
未収入金:		
投資有価証券売却	64,467	7,794
その他の資産	2,906	351
資産合計	<u>22,558,117</u>	<u>2,727,276</u>
負債		
為替予約に係る未実現評価損	270,315	32,681
未払金:		
ファンド受益証券買戻	64,467	7,794
未払印刷費用	35,025	4,235
未払専門家報酬	30,849	3,730
未払管理会社報酬	15,698	1,898
未払販売会社報酬	9,234	1,116
未払管理事務代行会社報酬および会計報酬	5,000	605
未払保管会社報酬	2,333	282
未払代行協会員報酬	1,847	223
未払受託会社報酬	1,250	151
未払登録・名義書換事務代行会社報酬	832	101
負債合計	<u>436,850</u>	<u>52,815</u>
純資産	<u>22,121,267</u>	<u>2,674,461</u>
純資産		
豪ドルクラス	7,952,379	961,443
ニュージーランドドルクラス	5,286,647	639,156
南アフリカランドクラス	8,882,241	1,073,863
	<u>22,121,267</u>	<u>2,674,461</u>

	口数		
発行済受益証券口数			
豪ドルクラス	1,060,474		
ニュージーランドドルクラス	799,986		
南アフリカランドクラス	11,041,017		
	米ドル	円	
受益証券1口当たり純資産価格			
豪ドルクラス	7.50		907
ニュージーランドドルクラス	6.61		799
南アフリカランドクラス	0.80		97

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

外貨建エマージング債券ファンド
損益計算書
2015年6月30日に終了した年度
(米ドル表示)

	米ドル	千円
投資収益		
投資対象ファンドからの収益分配	1,928,622	233,170
	<u>1,928,622</u>	<u>233,170</u>
費用		
管理会社報酬	224,285	27,116
販売会社報酬	131,932	15,951
専門家報酬	108,702	13,142
管理事務代行会社報酬および会計報酬	30,000	3,627
代行協会員報酬	26,386	3,190
保管会社報酬	14,000	1,693
印刷費用	11,176	1,351
受託会社報酬	7,500	907
その他の費用	6,073	734
登録・名義書換事務代行会社報酬	5,000	605
登録手数料	4,990	603
費用合計	<u>570,044</u>	<u>68,918</u>
投資純収益	<u>1,358,578</u>	<u>164,252</u>
実現および未実現利益／(損失)：		
実現純利益／(損失)：		
投資対象ファンドの売却	(4,321,404)	(522,458)
投資対象ファンドからの実現利益分配	4,137,631	500,240
外国通貨取引および為替予約	<u>(3,559,281)</u>	<u>(430,317)</u>
実現純損失	<u>(3,743,054)</u>	<u>(452,535)</u>
未実現評価損の純変動：		
投資対象ファンドに対する投資	(2,241,930)	(271,049)
外国通貨換算および為替予約	<u>(328,795)</u>	<u>(39,751)</u>
未実現評価損の純変動	<u>(2,570,725)</u>	<u>(310,801)</u>
実現および未実現純損失	<u>(6,313,779)</u>	<u>(763,336)</u>
運用活動による純資産の減少	<u>(4,955,201)</u>	<u>(599,084)</u>

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

外貨建エマージング債券ファンド
純資産変動計算書
2015年6月30日現在
(米ドル表示)

	米ドル	千円
運用活動による純資産の増加（減少）：		
投資純収益	1,358,578	164,252
実現純損失	(3,743,054)	(452,535)
未実現評価損の純変動	(2,570,725)	(310,801)
運用活動による純資産の減少	(4,955,201)	(599,084)
受益者への分配（注記2）	(2,275,513)	(275,110)
ファンド受益証券取引		
発行	2,181,570	263,752
買戻	(5,550,028)	(670,998)
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(3,368,458)	(407,247)
純資産の純減少	(10,599,172)	(1,281,440)
純資産：		
期首	32,720,439	3,955,901
期末	22,121,267	2,674,461

	豪ドルクラス	ニュージ ーランド ドルクラス	南アフリカ ランド クラス	合計
ファンド受益証券取引：				
	口数	口数	口数	口数
受益証券口数				
発行	161,980	60,096	399,078	621,154
買戻	(204,960)	(138,246)	(2,840,104)	(3,183,310)
受益証券口数の純変動	(42,980)	(78,150)	(2,441,026)	(2,562,156)
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
金額				
発行	1,339,190	473,907	368,473	2,181,570
買戻	(1,820,300)	(1,118,207)	(2,611,521)	(5,550,028)
ファンド受益証券取引による純減少	(481,110)	(644,300)	(2,243,048)	(3,368,458)

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

外貨建エマージング債券ファンド
財務ハイライト
2015年6月30日現在
(米ドル表示)

受益証券1口当たりの参考情報：	豪ドルクラス 米ドル	ニュージー ランド ドルクラス 米ドル	南アフリカ ランド クラス 米ドル
期首純資産価格	10.02	9.32	1.00
投資純収益 ¹	0.44	0.41	0.05
投資の実現および未実現純損失	(2.31)	(2.42)	(0.15)
運用からの損失合計	(1.87)	(2.01)	(0.10)
受益者に対する分配	(0.65)	(0.70)	(0.10)
期末純資産価格	7.50	6.61	0.80
トータルリターン ⁺	(19.80)%	(23.09)%	(11.18)%
平均純資産価格に対する比率：			
費用合計 ²	2.16%	2.16%	2.16%
投資純収益 ²	5.10%	5.18%	5.16%

¹ 期中の平均発行済受益証券に基づいて計算されている。

² 比率は、基礎となる投資対象ファンドの投資実績に関する収益および費用の比例割合は反映していない。ただし、当ファンドの投資実績は、投資先である基礎となる投資対象ファンドの投資実績に直接関連している。平均純資産価格に対する比率は、各クラスの日々の平均純資産価格に基づいて、クラスごとに計算されている。投資純収益の平均純資産価格に対する比率は、資本取引の時期および金額に応じて、ならびに各クラスの収益が発生した時期および金額に応じて、クラスごとに異なる場合がある。

⁺ トータルリターンは、再投資された分配金の影響を想定している。

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

外貨建エマージング債券ファンド

財務書類に対する注記

2015年6月30日

注記1 設立

外貨建エマージング債券ファンド（以下「当ファンド」という。）は、T. ロウ・プライス・インベストメント・トラスト（以下「当トラスト」という。）の最初のシリーズ・トラストである。当トラストは、受託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）と管理会社であるT. ロウ・プライス（ルクセンブルグ）マネジメント・エス・エイ・アール・エル（以下「管理会社」という。）との間で、2009年11月20日付の信託証書に従って設立されたオープン・エンド型のマルチ・シリーズのケイマン諸島におけるユニット・トラストである。当トラストはケイマン諸島の信託法（改正を含む）に基づく免除トラストとして登録されている。当ファンドは2009年12月30日付で運用を開始した。

当ファンドは、高水準の収益および元本の成長を提供することを目的としている。この目的上、当ファンドは、当ファンドと投資目的が同一の、DSBI グローバル・インベストメント・トラストのシリーズである、TRP グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドークラスG（以下「投資対象ファンド」という。）にすべて投資する。当ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドの投資運用会社と同じである。

投資対象ファンドの主たる投資目的は、高水準の収益を得ることおよび元本の成長を目指すことである。当ファンドは、受益証券の発行による収入を主に新興国の米ドル建ソブリン債および準ソブリン債に投資することで投資目的を達成することを目指している。

当ファンドは3つの受益証券クラスを適格投資家に対して提供している。すなわち、これらは豪ドルクラス、ニュージーランドドルクラスおよび南アフリカランドクラスである。すべてのクラスは、上述のクラスの通貨（以下「表示通貨」という。）で販売、買戻および分配を行う。各クラスは、同一の資産プールに対して投資し、各クラスの表示通貨は米ドルに対してヘッジされる。2015年6月30日現在、当ファンドは投資対象ファンドの純資産の約1.16%を保有していた。当ファンドの業績は、投資対象ファンド・ポートフォリオの業績に直接影響を受ける。当ファンドが投資目的を達成する、または、投資収益を生む保証はない。

当ファンドの投資運用会社は、T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（以下「投資運用会社」という。）である。

注記2 重要な会計方針

以下は、当ファンドが、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「U. S. GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。ファンドは投資会社であるため、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）会計基準編纂書トピック946「金融サービスー投資会社」の投資会社会計および報告ガイダンスに準拠している。U. S. GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の業績はこれら見積りと異なる場合があり、また添付の財務書類に反映される評価は、基礎となる投資対象ファンドの売却をもって最終的に受領する価額と異なる場合がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

当ファンドの各受益証券クラス1口当たり純資産価格は、各営業日（東京、ニューヨークおよびロンドンの銀行および証券取引所の営業日）または管理会社が決定するその他の日（それぞれ、以下「評価日」という。）（当ファンドの現在の目論見書において定義されている。）におけるニューヨークの営業日終了時点（以下「評価時点」という。）において計算される。当ファンドは、投資対象ファンドに対する投資を公正価値で計上している。

金融商品の公正価値を決定するために、様々な評価技法およびインプットが使用されている。U. S. GAAPは、公正価値測定に使用するインプットを分類する下記の公正価値ヒエラルキーを設定している。

- ・ レベル1－当ファンドが報告日にアクセス可能な同一の金融商品に関する活発な市場における（無調整の）公表価格。
- ・ レベル2－レベル1に含まれる公表価格以外で、直接または間接に観察可能なインプット。（活発な市場における類似の金融商品に関する公表価格、活発でない市場における同一または類似の金融商品に関する公表価格、金利およびイールド・カーブ、インプライド・ボラティリティ、ならびに信用スプレッドが含まれるがこれらに限定されない。）
- ・ レベル3－観察不能なインプット

観察可能なインプットは、実際の事象または取引に関する公表されている情報などの市場データを利用して構築されたものであり、市場参加者が金融商品の価格設定に使用するのであろう仮定を反映している。観察不能なインプットは、市場データが入手できず、市場参加者が金融商品の価格設定に使用するのであろう仮定について入手可能な最善の情報に基づいて構築されたものである。U. S. GAAPは、観察可能インプットを最大限に使用し、観察不能インプットを最小限に使用することを要求している。公正価値を算出するにあたって複数のインプットが使用された場合、当該金融商品は、その公正価値について重要なインプットのうち最も低いレベルの公正価値ヒエラルキー・レベルに割当てられる。インプット・レベルは、必ずしもそのレベルでの金融商品に関連するリスクまたは流動性を示すものではなく、これらの評価額を決定するにあたって行われた判断の程度を示している。

投資対象ファンドへの投資は、投資対象ファンドの各営業日における最終純資産価額で評価され、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。外国為替予約契約は、実勢為替予約レートを使用して評価され、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

当期中に、レベル1、2および3の間で移動はなかった。

(B) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、基礎となる投資対象ファンドの購入および売却は約定日に会計処理される。損益は個別法に基づき報告される。基礎となる投資対象ファンドからの収益または実現利益の分配は配当落ち日に計上される。基礎となる投資対象ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。2015年6月30日現在、元本の払戻しに係る分配は行われていない。受取利息は稼得時に発生する。

当期における投資対象ファンドに対する持分の取得原価および売却収入は、それぞれ9,408,978米ドルおよび13,070,300米ドルであった。取得原価には、再投資された投資対象ファンドからの分配

金が含まれている。

(C) 費用

費用は発生主義に基づき計上される。当ファンドは報酬および費用を負担する。これらには、管理事務代行会社報酬および会計報酬、保管会社報酬、登録・名義書換事務代行会社報酬、販売会社報酬、管理会社報酬、監査報酬ならびに当ファンドの営業活動に関連するその他の費用が含まれるが、これらに限定されない。

(D) 分配方針

分配可能収益は、投資対象ファンドにより分配される収益を反映し、当ファンドが受領し得る実現利益（通貨取引によるものを含む。）および当ファンドが負担するすべての負債、報酬および費用を織り込むものとする。十分な分配可能資金がない場合、当ファンドは分配を行わない決定をする場合がある。

外国為替予約に係る実現利益からの分配は、外国為替ヘッジに係るイールド・プレミアムに基づき決定される。ただし、外国通貨の直物レートの変動により生じる損益は当該分配から除かれる。イールド・プレミアムは、米ドルとクラス表示通貨との金利差を反映している。

2015年6月30日に終了した年度において宣言され支払われた分配は、以下の通りである。

受益者への分配	金額 (米ドル)
豪ドルクラス	622,662
ニュージーランドドルクラス	530,798
南アフリカランドクラス	1,122,053
分配合計	2,275,513

(E) 外国為替予約

当ファンドは、米ドルに対して各クラスを経済的にヘッジするため外国為替予約を締結している。クラス固有の外国為替予約から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。外国為替予約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約の公正価値は変動する。外国為替予約は日次で時価評価され、当ファンドは公正価値の変動を未実現損益として計上する。外国為替予約に係る価値の上昇および下落は、資産負債計算書上において資産または負債として反映される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、契約相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、当ファンドはリスクにさらされる可能性がある。

ASC 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。すなわち、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。当ファンドは、デリバティ

ブ商品をASC 815の会計処理規定に基づくヘッジ手段として指定していない。

外国為替予約の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現評価益（評価損）の純変動として損益計算書に反映される。2015年6月30日に終了した年度において、当ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約のみで構成されていた。

2015年6月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

計上科目	為替リスク*
	(米ドル)
デリバティブ資産	
為替予約に係る未実現評価益	209,673
デリバティブ負債	
為替予約に係る未実現評価損	(270,315)

*総評価額は、資産負債計算書の為替予約に係る未実現評価益／（評価損）として表示されている。

デリバティブ商品が2015年6月30日に終了した年度における損益計算書に及ぼす影響

ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

計上科目	為替リスク
	(米ドル)
運用活動により認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）	
為替予約に係る実現純損失	(3,560,652)
運用活動により認識されたデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）の変動	
為替予約に係る未実現評価損の純変動	(328,921)

2015年6月30日に終了した年度における未決済の外国為替予約の平均想定元本は、おおよそ以下の通りであった。

	(米ドル)
豪ドルクラス	9,301,416
ニュージーランドドルクラス	6,732,138
南アフリカランドクラス	10,968,230

(F) 現金および外貨

当ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである（以下「機能通貨」という。）。保有する外国証券、外貨および外貨建てのその他の資産および負債の公正価値は、各営業日の実勢為替レートに基づいて当ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動に伴う保有通貨およびその他の資産および負債の評価額の変動は、外国通貨に係る未実現評価損益に計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの約定日付および報告日付で換算される。損益計算書において、投資有価証券およびデリバティブに係る為替レートの変動による影響は、当該有価証券の市場価格および評価額の変動による影響と区別されていないが、実現および未実現純損益に含まれている。

注記3 投資対象ファンド

以下の情報は、投資対象ファンドの2015年3月31日現在の監査済財務書類から入手しており、2015年6月30日現在の投資対象ファンドの情報と一致している。

設立

DSBIーグローバル・インベストメント・トラスト（以下「投資対象トラスト」という。）の一シリーズである、投資対象ファンドは、2009年7月13日に設定されたオープン・エンド型のケイマン諸島のユニット・トラストに基づき設立された最初のシリーズである。投資対象トラストは、インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「投資対象ファンドの受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。同社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立された信託会社である。投資対象ファンドは、2009年7月17日付で運用を開始した。

投資対象ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正を含む）に基づき信託会社として営業することが認可されている。

投資対象ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2011年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づく投資信託として規制され、ケイマン諸島政府から課税免除認可書を取得している。投資対象トラストおよび投資対象ファンドの受益証券のいずれも、1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、その予定もない。また投資対象トラストは、1940年米国投資会社法に基づいて登録されておらず、その予定もない。

投資対象ファンドのクラスGー米ドルクラスは、当ファンドのために設立された。

投資対象ファンドは、投資会社であるため、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）会計基準編纂書トピック946「金融サービスー投資会社」に規定される投資会社の会計処理および報告指針に従う。

主な投資目的は、高収益および元本の成長を獲得することである。投資対象ファンドの参照ベンチマークはJPモルガンEMIーグローバル・ダイバーシファイド・インデックスである。投資対象ファンドは、受益証券の発行による収入を主に新興国の米ドル建ソブリン債および準ソブリン債に投資することで投資目的を達成することを目指している。投資対象ファンドが投資目的を達成し、投資収益を生む保証はない。

投資対象ファンドの投資運用会社は、T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

(旧称「T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービズ・リミテッド」) (以下「投資対象ファンドの投資運用会社」という。)である。

重要な会計方針

(A) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、投資対象のうち市場相場が容易に入手可能な有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは第三者価格情報サービスにより入手された相場に基づき決定される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格情報サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格情報サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。債務不履行になったまたは破産手続きがなされた有価証券で、現行の公表価格が存在しないものは、入手可能な直近の市場価格または公表価格で評価される。満期までの期限が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、投資対象ファンドの受託会社の最終権限に基づいて、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (以下「管理事務代行会社」という。) により誠実に決定された公正価値で評価される。投資対象ファンドの有価証券または資産の評価額に重要な影響を与えるような事象が、該当する取引市場の終了後に発生した場合を含む、直近または信頼性のある市場データ (例えば、取引の情報、買呼値/売呼値の情報、ブローカーの相場) が存在しない場合には、市場相場が容易に入手可能でないとみなされる。また、有価証券が売買されている取引所または市場が、特殊な状況によって全日取引を行わず、その他の市場の価格も入手できない場合には、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。管理事務代行会社は、投資対象ファンドの有価証券または資産の評価額に重要な影響を与える可能性がある重大な事象の監視およびかかる重大な事象を踏まえて、該当する有価証券または資産の評価額を再測定すべきか否かについての決定に責任を負っている。

投資対象ファンドが、純資産価額を決定するにあたり公正価値を使用する場合、有価証券の価格は、売買されている主要なマーケットの相場に基づいて設定されるのではなく、投資対象ファンドの投資運用会社またはその指示により行為する者が公正価値を正確に反映すると確信するその他の方法で設定される場合がある。公正価値の価格設定において、有価証券の評価額に関して、主観的な判断が要求される場合がある。投資対象ファンドの方針として、投資対象ファンドの純資産価額の計算は、価格設定の時点の有価証券評価額を公正に反映したものに帰着することを意図しているが、価格設定の時点で有価証券を除却することになる (例えば、強制売却または投売り) 場合に、投資対象ファンドの投資運用会社またはその指示で行為する者が決定する公正価値が、投資対象ファンドが当該有価証券について入手できる価格を正確に反映することを投資対象ファンドは保証できない。投資対象ファンドによって使用された価格は、有価証券が売却された場合に実現される評価額とは異なる可能性があり、その差額は財務書類において重要なものとなり得る。

2015年6月30日現在、基礎となる投資対象ファンドに対する投資 (外国為替予約およびスワップ

契約を含む。)は、レベル2のインプットに基づき評価された。投資対象ファンドにおける定期預金は、レベル1のインプットに基づき評価された。

デリバティブ商品

投資対象ファンドは、ヘッジ目的(予定ヘッジを含む。)でデリバティブを使用できる。ヘッジとは、投資対象ファンドが、デリバティブを用いて、その他の投資対象ファンドの保有資産に関連するリスクを相殺するための戦略である。ヘッジによって損失を減少できる一方、市場が投資対象ファンドの予想と異なる方向に動いた場合、またはデリバティブの費用が当該ヘッジの便益を上回った場合、ヘッジにより利益が減少もしくは消滅するかまたは損失が生じることもある。ヘッジにはまた、投資対象ファンドが予想した通りに、デリバティブの価値の変動がヘッジ対象の保有資産の価値の変動と対応しないリスクが含まれている。この場合、ヘッジ対象の保有資産に係る損失が減少せずに増加する可能性がある。投資対象ファンドのヘッジ戦略によりリスクが減少するか、またはヘッジ取引が利用可能もしくは費用効果的であるという保証はない。投資対象ファンドは、ヘッジの使用を要求されておらず、ヘッジを使用しない選択も可能である。投資対象ファンドがデリバティブ商品に対して投資する場合、投資した元本金額以上を失う可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が必ずしもすべての状況において利用可能なわけではなく、投資対象ファンドが、実施すれば有益となる場合でも、その他のリスクに対するエクスポージャーを軽減させる取引を実施するという保証はない。

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭(以下「OTC」という。)での相対取引が可能である。上場デリバティブ(例えば、先物契約および上場オプション契約)は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値ヒエラルキーのレベル1またはレベル2に分類される。

(B) 新興市場有価証券

投資対象ファンドは、実質的にすべての資産を新興国の有価証券(または、それに係る商品)に対して投資する。新興国の通貨および有価証券の価値は、発行国の政治情勢により急激に影響を受ける場合がある。さらに、関連諸国の現政府が、投資対象ファンドに対して悪影響を及ぼす措置を講じる可能性がある。これには、国有化、収容、没収課税の賦課、規制の強制、または利払いに対する源泉徴収税の賦課が含まれる。

投資対象ファンドが投資する諸国の多くは、政治的、経済的および/または社会的な不安定を経験している。これら諸国の多くはまた、自国通貨の価値の劇的な変動を経験している。このような不安定または変動が将来起こらないという保証、またこれらが発生した場合、これらが投資対象ファンドの業績に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

(C) ソブリン債

投資対象ファンドは、主に新興国が発行または保証するソブリン債に対して投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高いリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関が、当該債務の条件に従って期限が到来した際に元本および/または利息を返済することができないか、または返済する意思がない可能性がある。期限の到来する元本および利息を期限通りに返済する政府機関の意思または能力は、特に、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針および政府機関が従う政治的な制約といった要因により影響を受ける

可能性がある。政府機関が、それらの債務の元利未払金の削減を、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存している可能性もある。これらの政府および機関などのこのような支出を行うコミットメントは、経済改革の実行および／または経済的成果の達成ならびに当該債務者が期限通りに債務返済を実施することが条件となっている場合がある。こうした改革の実施、このような水準の経済的成果の達成または期限が到来する元利金の返済ができなかったことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになる可能性があり、それにより、当該債務者の債務を期限通りに返済する能力または意思が損なわれる可能性がある。この結果、政府機関がそのソブリン債について債務不履行となる可能性がある。

ソブリン債の保有者は、当該債務のリスケジューリング（返済繰延べ）の引受けおよび政府機関に対する追加融資を要請されることがある。政府機関が債務不履行に陥った場合、当該債務を回収するための有効な法的救済策はほとんどない、または全くない可能性がある。

(D) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は約定日現在において計上される。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り基準に基づき償却／増価される。受取利息は発生主義で計上される。回収が見込まれない有価証券に係るクーポン収入は認識されない。

(E) 費用

投資対象ファンドは自己の費用を負担する。これには、管理事務代行会社報酬および会計報酬、保管会社報酬、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬および投資対象ファンドの営業活動に関連するその他の費用が含まれるが、これらに限定されない。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(F) 分配方針

投資対象ファンドの受託会社は、月次で分配を行うことを目的としている。投資対象ファンドの受託会社は、前月の最終営業日または投資対象ファンドの受託会社はその自己の裁量によって決定するその他の日（以下「記録日」という。）において当月の分配を宣言する。また、投資対象ファンドの受託会社は通常、当月の10日目の暦日（営業日でない場合は翌営業日）かまたは、投資対象ファンドの受託会社はその自己の裁量によって決定したその他の日（以下「配当日」という。）において当該分配を行う。分配がある場合、かかる分配は通常、投資対象ファンドの実現純キャピタル・ゲイン（ヘッジポジションを含む。）、未実現純キャピタル・ゲインおよび純利益、または各クラスの純資産合計にポートフォリオ利回りを乗じた金額から行われる。

投資対象ファンドの受益者は分配の再投資を選択したため、受益証券が該当配当日に発行される。

(G) 買戻

受益者は、保有する受益証券の全部または一部を、各営業日（ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休業日を除く。）および投資対象ファンドの裁量によるその他の時点（各当該日は、以下「買戻日」という。）に買戻してもらうよう投資対象ファンドに請求することができる。受益者は、受益証券買戻日における買戻請求を管理事務代行会社に提出するものとする。受益者は、投資対象ファンドのクラスGを除くすべてのクラスの受益証券買戻しを請求するにあたって、買戻日および買戻を行う受益証券の割合、口数または日本円による金額のいずれかを明記しなければならない

い。受益者は、投資対象ファンドのクラスGの受益証券の買戻しを請求するにあたって、買戻日および買戻を行う受益証券の割合、口数または米ドルによる金額のいずれかを明記しなければならない。投資対象ファンドが買戻日以前に清算を開始した場合には、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい。投資対象ファンドの受託会社は、単独の裁量またはその委託された権限により、受益者が行った買戻請求に適用されるあらゆる条件を放棄または修正することができる。

投資対象ファンドは、投資対象ファンドの受託会社が以下の事項を判断した場合には、買戻しの効力発生日を延期することができる。すなわち、(i) 投資対象ファンドの投資資産の重要な部分を評価することが合理的に実行可能ではないこと、(ii) 投資対象ファンドの投資コミットメントのため十分な資金を即時に現金化することが合理的に許可されない状況であること、(iii) 投資対象ファンドによるその投資対象の一部またはすべての清算が、合理的もしくは実行可能ではないか、または投資対象ファンドに不利益となり得る状況が存在すること、(iv) 当該効力発生日を延期しないことが、投資対象ファンドの継続受益者に対して重要かつ不利な影響を及ぼし得ること、または(v) 当該効力発生日を延期しないことが、投資対象ファンドもしくはその各財産が従う何らかの法律または契約条項に基づき違反となり得ること。

買戻代金は通常、投資対象ファンドのクラスGは米ドルで、その他のすべてのクラスは日本円で、該当買戻日の3営業日までに支払われる。投資対象ファンドの受託会社またはその委託先は、以下のいずれかまたはその他の事項を判断した場合、このような支払の延期を決定することができる。すなわち、(i) 投資対象ファンドまたはその財産のいずれかが従う法律または契約条項に基づき、支払が違反となり得ること、または(ii) 当該支払を目的とする投資資産の清算が、継続受益者に対して重要かつ不利な影響を及ぼし得ること。

投資対象ファンドは一般に、いかなる理由によっても、または理由なく、受益者の受益証券をすべてまたは部分的に買戻すことを5暦日以上的事前通知書面の送付によって要求することができる。

リスク要因

投資対象ファンドへの投資には、投資した元本の全額が失われるリスクを含む、高いリスクを伴う。投資対象ファンドは、投資対象ファンドの投資目的が達成されること、または受益者がすべてまたは実質的にすべての投資元本を失わないことを受益者に対して保証することはできない。投資対象ファンドの資産について、投資目的または投資戦略の実行が受益者に損失をもたらさないという保証はない。

(A) カウンターパーティーおよびブローカー・リスク

投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの代理人が取引または投資を行う金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含む。）が、財政困難および投資対象ファンドに対する債務不履行に陥る場合がある。かかる債務不履行は、投資対象ファンドにとって重要な損失となるおそれがある。さらに、投資対象ファンドは、一定の取引を担保するために取引相手方に対して担保を差し入れる場合がある。

投資対象ファンドは、それぞれの取引相手方との間でマスター・ネットリング契約を締結することにより、取引相手方の信用リスクに対するエクスポージャーを軽減しようとする。マスター・ネットリング契約を締結することにより、投資対象ファンドは、取引相手方の信用格付が特定の水

準を下回って悪化した場合には、当該契約に基づくすべての取引を終了させる権利を得る。マスター・ネットリング契約を締結することにより、双方の契約締結当事者は、それぞれ、一方の当事者が債務不履行となった場合または契約が終了した場合には、当該契約に基づくすべての取引を終了させ、各取引において一方の当事者の債務をもう一方の当事者が支払うべき債務と相殺する権利を得る。投資対象ファンドが店頭デリバティブに関して負っている取引相手方の信用リスクに係る最大損失は、一般に、未実現評価益と取引相手方が未払いの金額の合計から、取引相手方が投資対象ファンドへ差入れた担保額を差し引いた金額である。投資対象ファンドは、店頭デリバティブの取引相手方の便益のために、担保の差し入れを要求されることがある。かかる担保は、一定の最低引渡条件に基づき、各取引相手方の未決済デリバティブ契約に係る未実現評価益を下回らない額とされる。このような差入担保があれば、投資有価証券明細表に記載される。

(B) 保管リスク

投資対象ファンドは、自己の投資証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」という。）または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有するファンドまたは証券の全部もしくは一部を投資対象ファンドが失う可能性がある。

(C) 信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来する際に元利金の支払ができないリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用力についての市場の認識の変化も、当該発行体に対する投資対象ファンドの投資価値に影響する可能性がある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の条件の双方に左右される。

投資対象ファンドが投資する可能性のある、格付が低いまたは格付がない債券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会をもたらすが、通常、より大きなリスク（かかる証券の発行体の債務不履行または破産の可能性を含む。）を伴う。

(D) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。投資対象ファンドが流動性の低い有価証券に投資し、かかる非流動的な有価証券を有利な時期または価格で売却できないために投資対象ファンドのリターンが減少する可能性がある。投資対象ファンドの主要な投資戦略に、開発途上国の有価証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う有価証券が含まれる場合、投資対象ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(E) 決済リスク

一部の外国市場の決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとは著しく異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、有価証券の支払または引渡しの遅滞など、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴う場合がある。一部の外国での決済が、有価証券取引の件数に対応していない場合もある。これらの問題は、投資対象ファンドの取引の実施を困難にすることがある。投資対象ファンドが有価証券購入について決済ができないまたは決済が遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃す可能性があり、またある期間において資産の一部が未投資のままとなり得られたはずのリターンが得られなくなる可能性がある。投資対象ファンドが有価証券売却について決済ができないまたは決済が遅滞する場合、有価証券の価額がその時点で下落して

いる場合には損失を負う可能性があり、また別の当事者に有価証券を売却することを契約していた場合には生じた損失について投資対象ファンドが責任を負うおそれがある。

(F) 保証および補償

投資対象トラスト設立の書面のもと、一定の当事者（投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンドの投資運用会社を含む。）は、投資対象ファンドに対して、通常の業務を遂行するうえで発生する可能性のある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の業務を遂行するにあたり、投資対象ファンドは様々な補償条項を含む契約を締結している。かかる契約に基づく投資対象ファンドの最大エクスポージャーは、投資対象ファンドに対してまだ発生していない将来の申立てが関わるため、未知である。しかしながら、投資対象ファンドがこれらの契約に基づいて過去に申立てまたは損失を被ったことはない。

(G) 通貨リスク

投資対象ファンドが投資する証券およびその他の商品は、日本の通貨以外の通貨で表示されまたは値付けされている場合がある。このため、外国為替レートが投資対象ファンドのポートフォリオの価額に影響する可能性がある。一般に「通貨リスク」として知られているこのリスクは、投資対象ファンドの機能通貨の値下がり投資家に対するリターンを増加させる可能性のある一方で、投資対象ファンドの機能通貨の値上がりが当該リターンを減少させる可能性のあることを意味する。

(H) 金利リスク

投資対象ファンドが投資する可能性のある有価証券の価額は、金利の一般水準の上下動に伴って変動する。金利が低下すれば、投資対象ファンドの債券の価額は上昇すると予想することが可能である。反対に、金利が上昇すれば、当該証券の価額は下落すると一般に予想される。

(I) デリバティブ

投資対象ファンドは、投資対象をヘッジするため、またはリターンの増加を求めて、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、投資対象ファンドは、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動し易く、以下を含む重大なリスクを伴う。

・信用リスク

デリバティブ取引のカウンター・パーティー（取引の相手方の当事者）が、投資対象ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

・レバレッジ・リスク

比較的小さい市場の動きが投資対象の価値を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略が、当初の投資額を大幅に上回る損失を生じる可能性がある。

・流動性リスク

一定の有価証券について、売主が売却したい時期において、または売主がその有価証券現時点の価値であると考えた価格において、売却することが困難または不可能となる可能性があるリスク。

投資対象ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。

ヘッジは、投資対象ファンドが投資対象ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場が投資対象ファンドの予測とは異なる態様で動いた場合またはデリバティブの経費がヘッジの利益を超えた場合は、利益を減少もしくは消失させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動が、ヘッジされていた当該保有財産に投資対象ファンドが期待したとおりに合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加する可能性がある。投資対象ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させ、またはヘッジ取引が有効もしくは経費効果が良くなることのいずれかであるという保証はない。投資対象ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。投資対象ファンドは、リターンの増加を求めてデリバティブを利用することができるため、投資対象ファンドがヘッジ目的のみでデリバティブを利用する場合に比べて、その投資対象はより大きな上記のリスクに投資対象ファンドをさらすことになる。リターンの増加を求めたデリバティブの利用は投機的とみなされることがある。

注記4 受益証券

2015年6月30日現在、すべての発行済受益証券は、当ファンドの純資産に対して100%の持分を有する1名の関連する受益者により保有されていた。当ファンドは米ドル建であり、（米ドルでない通貨建の）各クラスにおける販売および買戻取引ならびにそれに合わせた投資対象ファンドの購入および売却の資金を供給するために通貨の直物取引契約を締結している。直物取引により生じる損益は、損益計算書中の外国通貨取引および為替予約に係る実現利益（損失）または未実現純評価益（評価損）の変動に反映されている。

(A) 受益証券の募集

受益者が自己の利益のために受益証券を購入することにより、当該受益者は当ファンド資産に対して不可分の受益持分を有することになる。現在、3つの受益証券クラスがある。各クラスはそのクラスの表示通貨で募集される。それらが異なる通貨建であるという事実を除き、受益証券クラスには同一の権利が付されている。

各クラスについて、その後の受益証券1口当たり発行価格は、受益証券の購入申込が管理事務代行会社（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー）により受理された取引日（募集または買戻される受益証券に係る現在のファンドの目論見書に明示された営業日を意味する。）に決定される受益証券1口当たり純資産価格である。すべての発行済受益証券は全額払込済であり、受益者登録簿に登録されている。当該受益者は、買戻時に純資産価額の支払を受け取る権利を有する。信託証書は、受託会社が決定する当ファンドの発行受益証券口数に制限がなく、かつ無額面にするものと定めている。当初の受益証券発行後、適格投資家は、その後の募集日に適切な募集価格で受益証券を申し込むことができる。

(B) 受益証券の譲渡

受益者は、管理会社または受託会社の事前の書面による同意を得た場合に限り、受益証券に対する持分を譲渡できる。同意は不当に留保および延期されてはならないものとする。

(C) 買戻

各受益者は、すべてまたは一部の受益証券を、各取引日（ニューヨーク証券取引所の休業日を除く。）および受託会社の裁量によるその他の時点（各当該日は、以下「買戻日」という。）におけ

る買戻価格で買戻してもらうよう請求する買戻通知を管理事務代行会社に対して提出できる。買戻通知は、管理会社が別段の決定をしない限り取消不能である。

買戻される受益証券1口当たり買戻価格は、管理事務代行会社が買戻請求を受領した取引日に決定された、該当する受益証券クラスに係る受益証券1口当たり純資産価格に相当する（当該請求が取引期限より前に受領された場合に限る。）。取引期限より後に受領された買戻請求は、次の取引日まで留保され、受益証券はその翌期限日に適用される買戻価格で買戻される。

買戻価格は、取引日に適用される受益証券1口当たり純資産価格に応じて、募集時に支払われた価格を上回るかまたは下回る場合がある。

買戻代金は通常、適用決済日までに支払われる。支払は、受益者のリスクおよび費用負担で、当該受益証券に係る申込金が買戻請求する受益者により当初送金された口座と同一の口座に対して、直接振込で行われる。

管理会社または代理人は、その自己の裁量で、買戻請求を規定する条項のいずれかを撤回または修正できる。投資対象ファンドの受託会社が、投資対象ファンドの受益証券に係る買戻請求を延期しなければならないと決定した場合、管理会社は買戻請求の発効日を延期できる。また、投資対象ファンドの受託会社が、投資対象ファンドの受益証券に係る買戻の支払を延期しなければならないと決定した場合、管理会社は買戻の支払を延期できる。

注記5 通貨リスクおよび通貨ヘッジリスク

各クラスの通貨は、米ドルに対してヘッジされる。投資運用会社は、実行可能と考える方法で通貨ヘッジを締結することにより、為替レートの変動をヘッジすることを意図している。ヘッジは、ヘッジ相手方による債務不履行または清算できなくなる可能性を含む、特別なリスクを内包している。投資家は、各クラスの通貨と米ドルとの間の為替変動のリスクにさらされている。通貨の価値が米ドルに対して減少することで損失を被る可能性がある。さらに、投資運用会社が、為替レートリスクに対して十分にヘッジを行っていない場合には、かかるヘッジは、当該通貨間の為替レート変動に対して部分的な保護のみを提供することになる可能性がある。

注記6 カウンターパーティー・リスク

当ファンドは、取引相手方と直接取引および決済を行うデリバティブ（店頭デリバティブ）に投資しているため、カウンターパーティー・リスクにさらされている。当ファンドは、当該リスクを低減させるために、特定の状況下においてネット決済が認められるマスター・ネットティング契約（以下「MNA」という。）を各取引相手方との間で締結している。

MNAは、当ファンドが取引相手方に支払うべき金額と取引相手方が当ファンドに支払うべき金額を相殺（ネット決済）することについて規定している。MNAは、一般的に、契約が終了した場合のネット決済および債務不履行または破産といった事前に規定された特定事象の発生による契約満期日前の一方の当事者による契約の終了を認めている。契約終了時に、取引相手方との間で締結されたすべての店頭デリバティブは、清算され、純額で決済される。

下表は、報告日に当ファンドが保有するデリバティブについて、担保がある場合にはこれを考慮後の各取引相手方に対する損失エクスポージャーを要約したものである。

取引相手方	資産負債計算書 における総額		取引相手方 または取引所 に対する (債務) / 債権 の純額 (米ドル)	当ファンドが 差入れた (受領した) 担保 (米ドル)	担保考慮後の損 失エクスポー ジャー* (0米ドル以上) (米ドル)
	資産 (米ドル)	負債 (米ドル)			
Bank of America NA	\$ 208,818	\$ —	\$ 208,818	\$ —	\$ 208,818
Brown Brothers Harriman & Co.	\$ —	\$ (881)	\$ (881)	\$ —	\$ —
Citibank NA	\$ —	\$ (183,480)	\$ (183,480)	\$ —	\$ —
Morgan Stanley	\$ —	\$ (85,954)	\$ (85,954)	\$ —	\$ —
JPMorgan Chase & Co.	\$ 855	\$ —	\$ 855	\$ —	\$ 855
合計	\$ 209,673	\$ (270,315)			

*取引相手方が債務不履行または破産した場合には、投資対象ファンドは、その他の契約に基づく取引相手方への債務または債権の金額に対してさらに相殺する権利を得ることがある。

注記7 保証および補償

当トラストおよび当ファンドの設立書類に基づき、一定の当事者（受託会社および管理会社を含む。）は、当ファンドに対する義務の遂行から生じ得る一定の負債に対して補償される。

また、当ファンドは、通常の営業過程において、様々な補償条項を含む契約を締結している。これらの契約に基づく当ファンドの最大エクスポージャーは、現時点では発生していない当ファンドに対して行われ得る将来の請求が含まれるため不明である。しかしながら、当ファンドが、過去にこれらの契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

注記8 所得税

当トラストは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金も、当トラストを構成する不動産、または当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産または収益に関する当トラストの受益者に対して適用されない。当トラストまたはいずれのファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

当トラストは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、当トラストは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを意図している。当トラストは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。当トラストの収益のどれも当トラストが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、当トラストが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会—

会計基準成文化740)は、管理会社に、当ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。)時に「支持される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。支持される可能性の方が高いとの基準を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットが減額される。管理会社は、当ファンドは未認識のタックス・ベネフィットとして当財務書類に計上すべき債務を有していないと判断した。

2015年6月30日現在、2009年から2015年6月30日まで継続している課税年度まで、時効にかかる法令に基づいて、主要な税務管轄(米国を除く。)の調査対象のままである。米国連邦の税務管轄の調査対象は、2010年から2015年6月30日までが含まれる。

注記9 報酬、費用および関連当事者取引

当ファンドは、以下の年率(当ファンドの平均日次純資産価額に対する割合として表示されている。)で支払われる以下の報酬を負担しなければならない。

(A) 管理会社報酬

管理会社は、当ファンドの資産から、当ファンドの純資産価額の年率0.85%の料率で計算される報酬を受け取る権利を有し、報酬は米ドルで毎月後払いで支払われる。T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに対し、管理会社は、管理会社報酬から報酬を支払う。2015年6月30日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2015年6月30日現在の管理会社に対する未払報酬残高は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 販売会社報酬

東海東京証券株式会社(以下「販売会社」という。)は、当ファンドの資産から、当ファンドの純資産価額の年率0.5%に当たる報酬を受け取る権利を有し、かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いで支払われる。2015年6月30日に終了した年度中に販売会社が稼得した報酬および2015年6月30日現在の販売会社に対する未払報酬残高は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託会社報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)は、当ファンドの受託会社としての役割を担う。当ファンドの受託会社は、年次報酬7,500米ドルに追加費用および設立費用に関する報酬を加算した金額を受け取る。2015年6月30日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2015年6月30日現在の受託会社に対する未払報酬残高は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 管理事務代行会社報酬および会計報酬

管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(以下「管理事務代行会社」という。)との管理事務代行契約を有している。当該契約において、管理事務代行会社は、年次報酬30,000米ドルを受け取る。2015年6月30日に終了した年度中に管理事務代行会社が稼得した報酬および2015年6月30日現在の管理事務代行会社に対する未払報酬残高は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 保管会社報酬

管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」という。）との保管契約を有している。当該契約において、保管会社は、年次報酬5,000米ドルに3つの発行済クラスに関する年次報酬9,000米ドル（1クラス当たり月次報酬250米ドル）を加算した金額を受け取る。2015年6月30日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2015年6月30日現在の保管会社に対する未払報酬残高は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 登録・名義書換事務代行会社報酬

管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「登録・名義書換事務代行会社」という。）との登録・名義書換事務代行会社契約を有している。当該契約において登録・名義書換事務代行会社は、年次報酬5,000米ドルを受け取る。2015年6月30日に終了した年度中に登録・名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2015年6月30日現在の登録・名義書換事務代行会社に対する未払報酬残高は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

東海東京証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.1%に当たる報酬を受け取る権利を有する。当該報酬は、暦日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。2015年6月30日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2015年6月30日現在の代行協会員に対する未払報酬残高は、それぞれ、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) 関連当事者に対する投資

当ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの間で為替予約を締結することが認められている。2015年6月30日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの間で為替予約に係る1,758,262米ドルの実現純利益があった。2015年6月30日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの間で締結されているすべての未決済の為替予約は、投資有価証券明細表に開示されている。

注記10 後発事象

管理会社は本財務書類が公表された2015年10月9日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2015年7月1日から2015年10月6日までに144,351米ドルの募集および1,366,716米ドルの買戻しが行われた。同期間中に、441,661米ドルが再投資されず分配された。当ファンドに関して報告されるその他の後発事象はない。

(3) 投資有価証券明細表等

外貨建エマージング債券ファンド

投資明細表

2015年6月30日現在

(米ドル表示)

投資対象ファンドへの投資－100.6%	受益証券 (口数)	純資産比率 (%)	時価 (米ドル)
TRP グローバル・エマージング・マーケット・ ツ・ボンド・ファンドークラスG (以下「投資対象ファンド」という。)	303,450	100.6 %	\$ 22,261,210
投資ポートフォリオ合計 (個別原価： 28,291,191米ドル)		100.6 %	\$ 22,261,210
現金およびその他の資産を上回る負債		(0.6) %	\$ (139,943)
純資産		100.0 %	\$ 22,121,267

2015年6月30日現在における為替予約のポジションは以下の通りであった。

豪ドルクラス－2015年6月30日現在未決済の為替予約：

買建	契約相手方	契約金額	決済日	売建	契約金額	未実現評価益	未実現 (評価損)	未実現純評価益/ (評価損)
AUD	Morgan Stanley	10,427,002	07/21/2015	USD	8,091,115	\$ -	\$ (85,954)	\$ (85,954)
USD	JPMorgan Chase & Co.	29,650	07/21/2015	AUD	38,359	201	-	201
						\$ 201	\$ (85,954)	\$ (85,753)

ニュージーランドドルクラス－2015年6月30日現在未決済の為替予約：

買建	契約相手方	契約金額	決済日	売建	契約金額	未実現評価益	未実現 (評価損)	未実現純評価益/ (評価損)
NZD	Citibank NA	7,898,758	07/21/2015	USD	5,516,047	\$ -	\$ (183,480)	\$ (183,480)
USD	JPMorgan Chase & Co.	31,268	07/21/2015	NZD	45,367	640	-	640
						\$ 640	\$ (183,480)	\$ (182,840)

南アフリカランドクラス－2015年6月30日現在未決済の為替予約：

買建	契約相手方	契約金額	決済日	売建	契約金額	未実現評価益	未実現 (評価損)	未実現純評価益/ (評価損)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	6,194	07/21/2015	ZAR	75,691	\$ -	\$ (20)	\$ (20)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	3,856	07/21/2015	ZAR	47,335	-	(30)	(30)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	5,903	07/21/2015	ZAR	73,575	-	(138)	(138)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	22,399	07/21/2015	ZAR	279,708	-	(566)	(566)
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	5,119	07/21/2015	ZAR	63,895	-	(127)	(127)
USD	JPMorgan Chase & Co.	3,979	07/21/2015	ZAR	48,297	14	-	14
ZAR	Bank of America NA	108,882,620	07/21/2015	USD	8,730,792	208,818	-	208,818
						\$ 208,832	\$ (881)	\$ 207,951

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

外貨建エマージング債券ファンド
投資明細表（続き）
2015年6月30日現在
（米ドル表示）

2015年6月30日現在、当ファンドは、投資対象ファンドの純資産の約1.16%を所有していた。基礎となる投資対象ファンドにおける以下の投資の公正価値に対する当ファンドの持分は、当ファンドの純資産の5%を超過している。

銘柄	元本金額	公正価値	公正価値に対する 当ファンドの持分
米国財務省証券			
0.250% 満期 09/15/2015	USD 11,800,000	\$ 11,804,614	\$ 136,362
0.250% 満期 09/30/2015	6,585,000	6,588,345	76,106
0.250% 満期 10/31/2015	608,000	608,404	7,028
1.000% 満期 03/31/2017	408,000	411,155	4,749
1.000% 満期 08/31/2016	23,006,000	23,173,162	267,686
1.000% 満期 12/15/2017	2,334,000	2,344,211	27,079
1.250% 満期 09/30/2015	10,000,000	10,030,080	115,863
1.500% 満期 06/30/2016	10,000,000	10,116,410	116,860
1.500% 満期 07/31/2016	10,695,000	10,826,185	125,059
1.625% 満期 08/31/2019	5,124,000	5,165,632	59,671
1.750% 満期 09/30/2019	5,000,000	5,060,545	58,457
2.000% 満期 04/30/2016	10,000,000	10,141,410	117,149
2.375% 満期 03/31/2016	10,000,000	10,160,160	117,366
3.250% 満期 05/31/2016	10,000,000	10,267,190	118,602
4.250% 満期 08/15/2015	13,860,000	13,934,179	160,962
4.500% 満期 02/15/2016	3,220,000	3,306,914	38,200
米国財務省証券合計		\$	1,547,199

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

IV. お知らせ

運用報告書（全体版）について電磁的方法により提供する所要の信託証書の変更を行いました。
（変更適用日：2015年12月25日）